

平成30年第 1 回基山町議会（定例会）会議録（第 1 日）									
招集年月日		平成30年 3 月 5 日							
招集の場所		基 山 町 議 会 議 場							
開閉会日時		開会	平成30年 3 月 5 日			9 時 3 0 分	議 長	品 川 義 則	
及 び 宣 告		散会	平成30年 3 月 5 日			1 1 時 4 8 分	議 長	品 川 義 則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	
	1 番	松 石 健 児		出	8 番	河 野 保 久		出	
	2 番	大久保 由美子		出	9 番	重 松 一 徳		出	
	3 番	末 次 明		出	10番	鳥 飼 勝 美		出	
	4 番	栗 野 久 明		出	11番	大 山 勝 代		出	
	5 番	久保山 義 明		出	12番	松 石 信 男		出	
	6 番	牧 藺 綾 子		出	13番	品 川 義 則		出	
	7 番	木 村 照 夫		出					
会議録署名議員		12番	松 石 信 男			1 番	松 石 健 児		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 藤 田 和 彦		(係長) 久保山 晃 治			(書記) 梶 宏 子		
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項 に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		産 業 振 興 課 長			鶴 田 勝 美		
	副 町 長	酒 井 英 良		ま ち づ く り 課 長			内 山 十 郎		
	教 育 長	大 串 和 人		定 住 促 進 課 長			毛 利 博 司		
	総務企画課長	熊 本 弘 樹		建 設 課 長			古 賀 浩		
	財 政 課 長	平 野 裕 志		会 計 管 理 者			村 山 留 美		
	税 務 課 長	寺 崎 博 文		教 育 学 習 課 長			井 上 克 哉		
	住 民 課 長	安 永 宏 之		こども課保育園長			高 木 久 幸		
	健康福祉課長	中牟田 文 明		産 業 振 興 課 参 事			寺 崎 一 生		
	こ ども 課 長	平 川 伸 子		ま ち づ く り 課 図 書 館 長			天 本 洋 一		
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町政報告 提案理由説明
日程第 4	議案第 3 号	基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 号	基山町国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 5 号	基山町税条例の一部改正について
日程第 7	議案第 6 号	基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 8	議案第 7 号	基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 8 号	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第10	議案第 9 号	基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第11	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第10号））
日程第12	議案第10号	平成29年度基山町一般会計補正予算（第11号）
日程第13	議案第11号	平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
日程第14	議案第12号	平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第15	議案第13号	平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第 5 号）
日程第16	議案第14号	平成30年度基山町一般会計予算
日程第17	議案第15号	平成30年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第18	議案第16号	平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第19	議案第17号	平成30年度基山町下水道事業会計予算
日程第20	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第21	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第22	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第23 報告第 1 号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第24 予算特別委員会の設置について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより平成30年第 1 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第 1．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、松石信男議員と松石健児議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第 2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から23日までの19日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第 3 町政報告

○議長（品川義則君）

日程第 3．町政報告を議題とし、町長の町政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。今日は、平成30年第 1 回定例町議会をお願いいたしたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町職員の給与に関する条例の一部改正について」外 6 件、専決処分承認案件が「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第10号））」、予算案件につきましては、補正予算関係が「平成29年度基山町一般会計補正予算（第11号）」外 3 件、当初予算関係が「平成30年度基山町一般会計予算」外 3 件、諮問案件が「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の 3 件となっております。

また、報告案件として「基山町土地開発公社の事業報告について」をお願いいたしております。

これらについて御提案申し上げ、審議いただきたいと考えております。

それでは早速でございますが、町政報告に移らせていただきます。

まず、基山町町民荣誉賞の授賞式についてでございます。

昨年12月31日に基山町民会館において、基山町出身の横浜DeNAベイスターズで投手として活躍されている濱口遥大選手の町民荣誉賞の授賞式を行いました。授賞式には、町議を初め約470名の方にお集まりいただき、基山町では3人目となる町民荣誉賞を授与して、その荣誉と功績をたたえました。

濱口選手は、挨拶で「基山町ですばらしい人々と出会えたのは、かけがえのない財産です。町民の皆さんに勇気と感動を与えられるように、しっかりと一年一年頑張っていきたい」と述べられました。

濱口選手には今後も、野球選手として新たな目標に向かって邁進していただくとともに、ふるさと基山町の発展に寄与していただきたいと思います。また、基山町から濱口選手に続くすばらしい人材が続々と輩出されることを願っているところでございます。

次に、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が2月9日に開催され、平成30年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出予算等について、全5議案が審議され、原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、平成30年度歳入歳出予算等について、全2議案が審議され、原案のとおり可決されました。

次に、消防関係についてでございます。

消防団出初式を1月8日に、基山町総合体育館で開催し、通常点検を実施しました。本年も防火防災意識の高揚を図るため、基山保育園の園児による演奏を行いましたので、消防関係者や来賓、多くの観覧者を含め約220人が参加され、盛り上がった式となりました。

また、春の全国火災予防運動が3月1日から7日まで行われています。基山町では、3月4日に防火訓練を実施しました。今回は第8部管内の北本桜地区で地域住民の参加を得て、応急救護訓練、初期消火訓練及び火災防火訓練を行いました。当日は、社会福祉協議会と日本赤十字社による災害食づくりや簡単な救急法の演習も行いました。訓練は、鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町消防団、基山町消防団女性部、区長会などの協力を得て多大な成

果を挙げることができました。

次に、中心市街地活性化基本計画策定についてでございます。

中心市街地活性化基本計画につきましては、昨年12月末に内閣府との事前協議が終了し、1月には内閣府と各省庁協議も終わりましたので、2月5日付で計画の認定申請を行っております。

次に、定住促進関係についてでございます。

移住・定住を促進する基山定住サプライズプロジェクト事業の2月末現在の申請受付状況につきましては、子育て・若者世帯の住宅取得補助金が55件、新婚世帯家賃補助金が29件となっております。また、昨年5月から利用開始しております移住体験住宅の2月末までの申請受付状況につきましては、宮浦体験住宅が12件、小倉体験住宅が10件となっております。

P F I 事業により実施します子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業につきましては、2月5日に1グループ企業から募集提案書の提出がありました。2月19日に契約候補者審査委員会で審査し、契約候補者の決定を行っております。3月に契約候補者との間で基本協定の締結を行う予定です。

次に、産業振興関係についてでございます。

昨年12月に経済産業省より「地域未来牽引企業」の公表があり、基山町から田口電機工業株式会社、日本タングステン株式会社が選定されました。

選定された企業は、地域の特性を生かし高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域の経済成長を力強く牽引する事業をさらに積極的に展開されることが期待される方々です。

町といたしましても、選定された2社を含め、積極的な設備投資等を行う事業社に対して引き続き積極的に支援を行ってまいります。

次に、ブランド化推進事業関係についてでございます。

特産品開発事業につきましては、基山町でブランド製品として可能性の高い特産品等のブラッシュアップを行い、専門家からのアドバイスを受け、ブランド化を図るものです。

現在、商品開発、パッケージの作成及び見直し等、10事業者に対して支援を行っております。また、事業の成果測定として、3月中に鳥栖プレミアムアウトレットや福岡市内の百貨店において成果品の展示販売会を行い、市場での評価や反応を測定する予定です。

キクイモによる健康ブランド化推進事業につきましては、町民の健康増進を図るため、

「食」と「スポーツ」を通じた産学官連携による健康ブランド化を推進する事業に取り組んでいます。

基山町で推奨しているスロージョギングの運動効果と既に栽培が始まっているキクイモの成分効果による摂取モニター試験を行い、健康維持と増進に役立つ「機能性表示食品」の開発やキクイモ生産の産業創出に活用していきます。

また、昨年11月に「きやま健康虎の巻 秘伝伝授講演会」、2月に「キクイモ料理コンテスト」、3月には第2弾「きやま健康虎の巻 秘伝伝授講演会」を開催し、キクイモについての魅力などの講演を行い、健康ブランドの確立を図ってまいります。

里山サカキプロジェクトにつきましては、森林所有者が連携してサカキの増産を行い、基山町産サカキのブランド化を図るものです。

平成29年度から平成31年度までの3年間で、約4.5ヘクタールの森林に1万2,000本のサカキを定植する計画で、今年度は約1.4ヘクタールに約3,500本のサカキを定植されています。

次に、ダブルジビエプロジェクトについてでございます。

ジビエ解体処理施設建設工事は3月に竣工し、備品の搬入も3月中に終え、4月から施設の運用を開始します。平成30年度から基山産エミュー肉の提供が可能となるため、今後、需要拡大を図るための新たな商品化や販路拡大に努めてまいります。

次に、基山町ホームページリニューアル関係についてでございます。

現在、基山町ホームページにつきましては、開設から7年が経過しており、システムの機能が時代の要求を満たせないものになっております。このため、スマートデバイス対応、アクセシビリティへの準拠、災害対応時の迅速化等の機能及び利用者の検索機能向上、セキュリティ対策の強化を図ることができるように、ホームページのリニューアルを行います。3月に更新を完了し、3月末までに運用を開始いたします。

また、同時に双方向型地域情報サービスサイトとして「基山WEBの駅」を開設し、4月から運用いたします。

この2つの情報関連システムにより町民の皆さんとの広報広聴機能を強化してまいります。

次に、ふ・れ・あ・いフェスタについてでございます。

昨年12月10日に、ふ・れ・あ・いフェスタを開催しました。今回で第14回目を迎え、基山町に残る豊かな自然や伝統的文化を通じ、町民が基山町のよさを見つめ直し、地域間、世代間の交流を図ることを目的に「自然」「食と健康」「交流」の3つのテーマに沿ったさまざま

まなイベントを開催いたしました。当日はあいにくの雨でありましたが、多くの人でにぎわい、大盛況となりました。

また、町民会館大ホールでは、子どもたちだけではなく大人も出演した第2回きやま創作劇「八ツ並の姫」の上演を行い、2回の公演で延べ1,300名の御来場をいただきました。

次に、基山町成人式についてでございます。

1月7日に基山町民会館で、基山町成人式を行いました。成人の主張では、新成人から感謝の言葉や力強い抱負が述べられ、多くの来賓から祝福を受けました。事前準備から、当日の司会、運営についても新成人がみずから行い、234名の若者が仲間とともに成人としての一步を踏み出しました。

次に、文化振興についてでございます。

2月3日に町民会館において、町民会館20周年を記念してNHK公開放送「俳句王国がゆく」を行いました。当日は、563名の御来場があり、基山町をテーマにした俳句対決や西長野の鉦風流の披露が行われました。

また、2月25日には、同じく町民会館20周年記念事業として、20年前に「こけら落とし」で演奏いただきました、高雄有希氏のピアノリサイタルを実施いたしました。当日は568名の御来場をいただき、20年の節目を飾ることができました。

次に、生涯スポーツ事業についてでございます。

昨年12月3日にバルセロナオリンピック・マラソン日本代表の小鴨由水選手をゲストランナーにお招きし、「第26回きやまロードレース大会・第3回スロージョギング大会」を開催しました。大会では、手荷物預かり所を設けるなど、新たな取り組みを行い、参加者は過去最高の2,150人の方にエントリーしていただきました。当日は晴天にも恵まれ、盛大に開催することができました。

また、春の県体として、第58回郡市対抗県内一周駅伝大会が2月16日から18日まで、全33区間272.8キロメートルで行われました。三養基郡の代表として監督以下34名、うち基山町から11名の選手の方が選抜されました。今大会の三養基郡チームは大会直前に主力選手の故障などがありましたが、女性区間での健闘、中学生、高校生の活躍、一般区間での安定した走りにより、累計15時間12分21秒のタイムでゴールし、昨年に続き第7位と力走しました。

次に、健康増進対策についてでございます。

子どものインフルエンザ予防接種助成事業につきましては、広報紙や医療機関でのポス

ター掲示などで周知し、予防接種の勧奨に努めました。今年度はワクチンの供給不足により実施期間を1カ月延長し、10月から1月まで行い、1,368件の助成を行いました。

次に、子ども・子育て関係についてでございます。

就学に向けて支援を行う「ピカピカの一年生プロジェクト」については、基山保育園での英語、スポーツ等の体験学習事業、就学準備マニュアルの配付等を行う小学校体験教室事業、4歳児就学準備事業、子育て支援ネットワークコーディネーター配置事業の4事業を実施しております。

子育て環境づくりを向上させる「ようこそ井戸端会議へ！」プロジェクトについては、「カフェの集い事業」として、子育て中の親同士のコミュニケーションを図ることを目的とした親子でふれあい英語教室や子育て講話など12講座、「趣味の場からプチ就労への準備事業」として、フラワーアレンジメントやアロマスプレーづくり体験などの8講座の全20講座を開催しており、延べ300人の参加を予定しております。

また、今後の子ども・子育てに必要な施策を検討するに当たり、町の子どもの実態を把握するために、昨年12月に「基山町子ども生活実態調査」として、ゼロ歳から18歳までの子どものいる1,507世帯を対象にアンケート調査を実施し、834件の回答をいただいております。

調査の結果をもとに、町内全ての子どもたち（基山っ子）が、安心して夢と希望を持てる未来がつけれるよう、取り組んでいくための方向性を示すものとして「基山っ子未来応援のための4つの柱」を策定することとしております。現在、広く町民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメントを行っているところでございます。

次に、保育園、放課後児童クラブの入所受付状況についてでございます。

保育所入所受付状況につきましては、2月末で基山保育園207人、たんぽぽ保育園137人、小規模保育事業2カ所15人となっております。待機児童については、現在ございません。

放課後児童クラブの受付状況につきましては、2月末でひまわり教室174人、コスモス教室54人となっております。また、長期休業のみの申し込みは、ひまわり教室41人、コスモス教室10人となっております。

次に、保育所整備についてでございます。

平成31年4月に開所予定の民間による基山町認可保育所の設置運営事業者につきましては、昨年11月10日から12月15日の間で公募を行い、選定委員会での審査結果を踏まえ、社会福祉法人新芽会に決定いたしました。

次に、多文化共生社会の取り組みについてでございます。

本町では、近年の３年間で外国人住民登録者数が77名から155名へと倍増しており、日本人住民と外国人住民との相互理解を深めていく必要があります。

基山町では、外国人向け日本語教室を主催する団体「にほんごきいまん」との共催で、第7区自治会の皆様の御協力を得ながら、「国際交流もちつき大会&交通マナー教室」を1月21日に第7区公民館で開催いたしました。

当日は、講師として、鳥栖警察署から署長を初め7名の職員の方に御協力いただき、交通マナー教室を開催いたしました。外国人とともに学んだ後には、餅つきを体験し、外国人技能実習生11名を含む約80名の方々が、つきたての餅を食べながら交流を深めました。

次に、公園関係工事についてでございます。

公工29補第1号総合体育館外壁外改修工事につきましては、平成29年12月19日から平成30年3月23日までの工期で、鳥飼建設株式会社が4,881万6,000円で請け負い施工しております。現在、出来高は90%でございます。

公工29補第2号総合体育館電気設備等改修工事（ホール・ロビー）につきましては、平成30年1月11日から平成30年3月23日までの工期で、株式会社山田電気設備が1,788万4,800円で請け負い施工しております。現在の出来高は、85%でございます。

次に、町営住宅関係工事についてでございます。

住工29補第1号町営住宅本桜団地給水施設改修工事につきましては、平成30年1月11日から平成30年3月23日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が1,242万円で請け負い施工しております。現在の出来高は、85%でございます。

次に、下水道関係工事についてでございます。

下工29補第2号宝満川上流処理区舗装工事（桜町・伊勢山線外）につきましては、平成29年12月19日から平成30年3月23日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が1,587万6,000円で請け負い施工しております。現在の出来高は、85%でございます。

次に、基山町合宿所関係工事についてでございます。

基山町合宿所建設工事（機械設備）につきましては、平成29年12月19日から平成30年3月23日までの工期で、株式会社リビングモア佐賀が1,630万8,000円で請け負い施工しております。現在、出来高は95%でございます。

次に、教育関係工事についてでございます。

歴史民俗資料館等解体工事につきましては、平成30年1月11日から平成30年3月23日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が1,458万円で請け負い施工しております。現在の出来高は、90%でございます。

次に、文化財関係事業についてでございます。

基肄城跡保存整備基本計画策定業務につきましては、第4回基肄城跡保存整備委員会を昨年12月21日に開催し、基本計画（案）を審議していただきました。また、2月15日から3月2日までパブリックコメントを実施し、最終取りまとめを行っております。

基山町歴史的風致維持向上計画策定業務につきましては、国土交通省、農林水産省、文化庁との協議を3回行い、現在中間取りまとめを行っております。文化遺産を生かした地域活性化事業では、ガイド養成事業と古文書の解説、町内にある仏像などの調査を行い、調査結果を冊子にまとめ、マップを作成しております。

次に、図書館関係についてでございます。

開館からの図書貸出利用者及び図書貸出冊数は、旧図書館の2倍以上の利用があり、ことしの1月17日には入館者数が25万人を達成いたしました。図書館の事業としては、昨年12月17日にクリスマスお話し会、12月13日、1月17日に大人のための映写会、2月22日に親子絵本トーク会を行いました。

また、郷土資料コーナーでは、ハツ並長者の伝説、少年ラケット特別展示を開催し、1月27日には、少年ラケットの作者・掛丸翔先生によるギャラリートークを行い、多くの方に御来館いただきました。

今後とも、知・学・交流の拠点として、魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指して推進してまいります。

次に、寄附の報告についてでございます。

基山町大字宮浦・吉田利雄様より、昨年12月22日に5万円、基山町大字小倉・藤田富美子様より1月10日に1万5,000円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので、受領いたしました。

また、基山町大字長野・松隈亜旗人様より、2月14日に20万円、基山町立図書館への寄附がありましたので、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。

平成29年4月から平成30年2月末日までの11カ月間で4万2,678件、約10億4,300万円の寄

附申し込みをいただいております。昨年と比較して、件数で約3.2倍、金額にして約1.8倍の寄附申し込みとなっております。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～19 議案第3号～議案第9号、承認第1号、議案第10号から議案第17号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第3号から日程第10．議案第9号まで、日程第11．承認第1号、日程第12．議案第10号から日程第19．議案第17号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成30年第1回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件が7件、専決処分承認案件が1件、予算案件が8件、諮問案件が3件、報告事項1件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第3号 基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

管理職手当について、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務や職責を端的に反映できるよう国の制度に準拠し、定額での支給とするため、「基山町職員の給与に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第4号 基山町国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてでございます。

国民健康保険の財政運営の県単位化に伴い、佐賀県に対して納付する国民健康保険事業費納付金の不足等が生ずるときは、基金の処分を行うことができるようにするため、「基山町国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第5号 基山町税条例の一部改正についてでございます。

地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、条項番号が改正されたため、基山町税

条例を改正するものでございます。

次に、議案第6号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正されることに伴い、条項番号が改正されるため、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

次に、議案第7号 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてでございます。

ひとり親家庭等医療費の一部負担金を全額助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第8号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

国民健康保険法及び地方税法の一部が改正され、国民健康保険税の課税額が国民健康保険事業費納付金を県に納付する費用や保健事業等に充てることとされたこと、また、県内事務の統一事項として児童福祉施設等に入所中で扶養義務者のいない児童を被保険者としらない旨を規定するため、基山町国民健康保険条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第9号 基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、国民健康保険の住所地特例を適用されている者が後期高齢者医療に加入した場合は、特例を引き継ぎ従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされることになるため、基山町後期高齢者医療に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第10号））でございます。

ふるさと応援寄附金の増加に伴い、一般会計の予算に補正が急務なため、平成30年2月1日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第10号から議案第13号までは平成29年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第10号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第11号）につきましては、今回、補正予算として9,884万1,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと一般会計予算総額は、歳入歳出とも74億1,387万7,000円となります。

また、今回、基山町多世代交流センター憩の家指定管理料の債務負担行為補正の設定をお願いしております。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まずは企業版ふるさと納税寄附金でございます。企業からの寄附に伴い、歳入の増額をお願いしております。補正額は1,000万円でございます。

次に、塵芥処理費でございます。広域ごみ処理施設運営費負担金の確定に伴い、減額をお願いしております。補正額は、1,823万9,000円の減額でございます。

次に、し尿処理費でございます。三神地区環境事務組合負担金の確定に伴い、減額をお願いしております。補正額は、787万2,000円の減額でございます。

次に、学校管理費でございます。基山中学校校舎大規模改造工事について国庫補助の事業採択を受けましたので、管理棟のトイレ改造工事の増額をお願いしております。補正額は3,120万2,000円でございます。

その他、年度内に完了する見込みがない事業については、今回、繰越明許費もあわせてお願いしております。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第11号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、今回、補正予算として1億3,162万6,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも22億7,136万5,000円となります。

なお、補正予算の内容は、共同安定化事業交付金や療養給付費負担金が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第12号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして

は、今回、補正予算として13万6,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも2億3,450万6,000円となります。

なお、補正予算の内容は、保険基盤安定繰入金が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第13号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、今回、補正予算として1,527万3,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、5億6,683万円になります。

なお、補正予算の内容は、工事費や負担金の確定による減額及び基金積立金の増額等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第14号から議案第17号までは平成30年度各会計の歳入歳出予算についてでございます。

議案第14号 平成30年度基山町一般会計予算、議案第15号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第16号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 平成30年度基山町下水道事業会計予算の各会計の歳入歳出予算につきましては、これから説明いたします平成30年度施政運営方針をもって提案理由の説明にかえさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、別の資料としてお配りしております平成30年度基山町施政運営方針をごらんいただければと思います。

ここでの説明は一般会計予算を中心にさせていただきたいと思います。

まず、3ページをお開きいただけませんか。

3ページの1行目。去年が64億円でしたので、10億円ふえて74億6,097万8,000円ということで、過去最高ということで新聞紙上にも大きく載ったところでございます。ただ実際、このうちふるさと応援寄附金が、去年6億円で計上しましたので、ことしが10億円で計上しておりますので、これがまず4億円完全にプラスというか、計算外というか、そういう感じのところになります。それから、新規事業として例のPFI、地域優良賃貸住宅の国からの補助金ですね、これが2億7,436万5,000円ということで約3億円近くここで、これも通常年では全くないというふうなそういう感じのことになっております。そしてさらに、今まさに御議論いただいております保育所の関係が、民間と公立を合わせて4億円ちょっとの

予算を今回つけさせていただいておりますので、これだけで4億円、3億円、4億円で11億円ということでございますので、去年と比較した10億円との差、逆にそれを除けば去年よりも少ないぐらいというふうなそういう感じになるところでございます。

加えて、平成29年度は64億円で当初予算をつくりましたが、最終的には、先ほどの説明もあったように、いろいろな事業を追加いたしましたので、74億円になっているところでございます。ことしにつきましては、先ほど申しましたふるさと納税の4億円と、それからPFI住宅は、全くもうないものというふうに思いますので、この7億円については外して考えなきゃいけないと思っていますけど、保育園についてなんかは、毎年いろいろなほかの事業をやっていきますので、当然勘案していかなければいけないと思っておりますので、できることなら、去年が64億円から74億円に10億円プラスになりましたけれども、今回はそれが少しでもプラスの部分が少なくなって、平成29年度に7億円を足したぐらいの額が平成30年度の今ごろ皆様方に説明できるようになればいいのかなというふうに思っているところでございます。

まず数字的なお話の説明をさせていただくと、今のような感じでございます。

それから、1ページに戻っていただきまして、今回3つの柱を立てさせていただいているところでございます。

1つ目の柱は、やはり町民の方の安心と安全が一番大事でないかということで——これ、中で安心と安全と、安全と安心がごったになっているので後で御指摘されるかもしれませんが、安心と安全で統一したいというふうに思います。安心と安全がやっぱり大事なかなというふうに思っておりますので、その安心と安全の中身といたしましては、1つ目はやっぱり一番身近にございます交通安全ということで小学生、そして高齢者の免許の返納を促し、そして、道路とか標示とかの問題をきちっとさせていただくということを今回、町政の1つの柱として考えているところでございます。

それから、安心と安全につきましては、それ以外にも防犯もやはりいろいろな犯罪が最近ふえてきております。ひったくり事件なども町内で発生したというのが昨年ございましたので、そういった防犯にも積極的に取り組んでいくということで、そのための防犯カメラであつたり防犯灯の整備については、昨年、方針、考え方を整理させていただきましたけれども、防犯灯の整備、そしてこども110番の家の拡充、そして何より大事なのは警察当局と関係団体等との連携、日ごろの意見交換、これは予算が絡まなくても十分にできることでござ

いますので、そういったことをきっちりやっていきたいなというふうに思っております。

安心と安全の3番目は、防火も含んだところの防災ですね。防火防災と言ったほうがいいのかもしれませんが、防火防災をこれから強めていきたいというふうに思っております。ハザードマップの改定、そしてやっぱり住民参加型の防災講習会というふうなそういうことが大事かなというふうに思っております。

先日、先進地の竹田市から社会福祉協議会の職員の方に来ていただいて、竹田市の取り組みを紹介していただきましたけど、やっぱり住民参加型で住民を巻き込んだ形に持っていけないとうまくいかないという、そういう御指摘も受けたところでございます。そして講習会以外の住民も参加型の避難訓練などもやっていきたいなというふうに思っております。

それから、安心と安全の中では、やっぱり健康が大事かなというふうに思っているところでございます。最近出たデータで基山町は、いいほうとしては日経が脳梗塞が少ないという話を去年発表してくれておりましたが、悪いほうでいうと、透析患者率というのは基山町は佐賀県でも非常に高いというふうなそういうことを聞いております。透析が高いということはその重立った要因になる糖尿病というのが考えられます。もちろん透析は糖尿病以外でも起こるわけですが、そういったことも含めて住民の皆さんの健康対策を、これから各種の健康増進事業とか、それから特定健診、健康指導はもちろんでございますけど、それから、あとはそれに介護予防、健康には介護も入ると思いますので、介護予防事業みたいなものもやっていきたいと、そのインセンティブを少しでも上げるために健康ポイントなんかも拡充していきたいなというふうに思っているところでございます。

安心と安全のもう一つが、今回ちょっと新たに入れさせていただいたのが、定義についていろいろ今議論もあるかもしれませんが、やっぱりひとり親の福祉問題というのが基山町においては今まさにやらなきゃいけない、その兆候も一番出てきているんじゃないかと思いますので、その辺のところも含めて昨年実施いたしました、実際調査をもとに適切に対応していきたいなというふうに思っているところでございます。

これが1つ目の大きな柱でございます。

それから、2つ目は、長年前町長の時代から基山町といえば協働のまちづくりというのが叫ばれてまいりました。じゃ、協働のまちづくりが何かということになると、比較的、基金事業、まちづくり基金事業というのは非常に活発に行われておりましたし、社会福祉協議会のサロン事業なんかも非常に活発に行われてまいりましたけれども、それだけにとどまらず

協働のまちづくりをそれぞれの地域から行っていただくことが大事なんじゃないかなということ
で今回、各区にあります公民館の活動を一緒にサポートさせていただいて、より地域に
密着した協働のまちづくりが推進できないのかなというふうなそういう感じのことが1つ目
の大きな柱でございます。

それから2つ目は、先ほど町政報告で説明いたしましたけど、図書館が大きな拠点になり
つつあります。図書館でさらに基山学みたいなものを学ぶための基山人づくり大学という、
そういう何回コースかで基山学を基山町の方で学びたい人はもちろんでございますが、町外
の方も基山に関心ある方には参加していただくようなそういう町民参加型の催しを今回提案
させていただいているところでございます。

それからもう一つが、最近、基山町も各お寺とか神社の動きが非常に活発化しております
けれども、そういったところとか、それから居酒屋とか料理店とか、そういう基山町にある
いろいろな関係機関と連携して、基山町外の方が基山町で結婚記念日から始まってお子さん
の関係とかの記念日みたいなものも含めて基山に来て記念日をつくる、まさに基山で思い出
をつくるメモリアルプロジェクトみたいなものをできないかという、その場合にまさに町民、
特に事業者の方と連携して、先ほど申したお寺であつたり町内の事業者と連携してそういう
基山をアピールするようなことも含めてできないかなというふうに思っております。当然、
今までなかなかできておりませんでしたけれども、集英社と連携したキングダムを使ったよ
うなものとか、浅井企画と連携したどぶろっくなんかも一緒にするような、そういう思い出
づくりも含めて検討していきたいなというふうに今思っているところでございます。

例えばこれはまだ案の一案でございますので、議案書の中にも出てきておりませんが、
も、どぶろっくが今、音楽を非常に愛しているということで、歌詞にはいろいろ下ネタも多
いんですけど、今2人はすごく音楽に関心があるということでございますので、基山の歌み
たいな話とか、例えば基山中学校のメモリーソングとか、そういったものなんかまさに基山
の思い出づくり、メモリーづくりみたいなものにつなげられないかなとかも思ったりもして
いるところでございます。

それから3番目が、今まで安心と安全とそれから協働のまちづくりと言って、今までやっ
てきた地方創生の動きはどうなんだというふうなことももちろんありますので、当然ながら
地方創生もこれまで以上にやっていきたいということで、特に、これまで地方創生でつくっ
てまいりましたハード施設、移住体験住宅、それから、多世代交流センター憩の家、合宿所、

ダブルジビエの解体施設、こういった地方創生でつくってきたものをより活用してそれぞれの施設で利用できるようなソフト事業なんかを組み合わせたいしながら、子育て支援、定住促進、産業振興、そういったものをぜひやっていきたいというふうに思っているところでございます。

逆に、農産加工場については平成30年度建設の予算化を予定というか、議会でも御説明しておりましたけれども、今回、平成30年度に建てるのは時期尚早というか、もう少し中身を議論したいということで、今回平成30年度の予算の中から農産加工場の建設については入れていないという、そういう形になっております。これから、農業者、関係事業者との意見交換会をもっともっとやっていき、本当の意味での、基山で必要な農産加工場について考えていけたらいいなというふうに思っております。

あと地方創生絡みでもう一つ特記するべきものとしたしましては、役場内にハローワークをつくりたいと思っております。それはまだ、じゃ4月1日からぱっと看板が出るかという、そこまではいっておりませんが、年度中にきちとした形でハローワークができて、できただけではだめでございますので、Uターン、Jターンも含めて、そして多くの企業情報、基山町に限らない企業情動的なものもきっちり収集して、少しでも雇用のマッチングがうまくいくようにできたらいいなと。それから、さらに言うと、先ほどのひとり親対策的というと、ひとり親の皆さんの就職についてもサポートできるようになったらいいかなみたいなことも考えているところでございます。

2ページは、今申したものの具体的な項目を書かせていただいているところでございます。

あともうちょっとだけ説明させていただきますと、3ページの一番下のところに歳入の話がございます。歳入につきましては、引き続きいろいろ問題はございますけど、ふるさと納税、そして企業版ふるさと納税、引き続き積極的に取り組んでいきたいということと、これまで国債等によって資金運用をやってまいっておりますけれども、その辺もリスクのない世界でなるだけそういう資金運用もうまくやっていけたらいいなというふうに思っているところでございます。

それから、抜本的な公平性の議論のところにも係ってきますが、町税等の徴収率の向上、町税だけではございません、いろいろな費用も含めて徴収率をきちとして平等に負担していただくというそういうことであったり、それから、国とか県の補助金、交付金を積極的に獲得するようなそういうことも考えていきたいというふうに思っております。それ以外に、

これまでにないような民間企業と連携した広告事業についても取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

これが歳入でございまして、最後に6ページに歳出のまとめのところをちょっと御説明させていただきます。

まず、やはり予算総額がどんどん膨らんでおります。ただ一方で、必要な事業に対して躊躇してはいけないというふうに思いますので、必要な事業はきちっと歳出をやるとともに、事務事業、業務の見直しのものをやって必要ないものは切る勇気も必要なんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味では最小の経費で最大の効果を生むように頑張っていきたいなというふうに思っております。

加えて、先ほどの健康の話で申し上げましたけれども、そういう福祉とか健康とか民生費とか町民の皆さんの生活にとって本当に必要な経費がこれから高齢化とともにどんどん膨らんでいくと思いますので、そういった膨らむ経費もできるだけ抑えるということをこれから考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。それがないと世の中うまくいきませんので、そういうのはこれからやっていくとともに、もう一つの大きな歳出の原因になります公共施設に関しましては、何度でも出てきますけれども、公共施設の総合管理計画のフォローアップをきちんとやっていながら、計画的にやっていくというふうなそういうことを考えているところでございます。

いろいろな意味でまだやらなければいけないことはたくさんありますけれども、とりあえず平成30年度の施政運営方針としては以上述べたことでございます。また、後で詳しい説明等、後日予算特別委員会もあると思いますので、そういうところでまたそういういろいろな審議をしていただければ非常にうれしいかなと思っております。そしてまた、可決いただきますようによろしくお願いいたします。

ちょっと長くなりましたけれども、今回の提案理由の説明を以上で終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで10時45分まで休憩いたします。

～午前10時30分 休憩～

～午前10時45分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第3号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第3号 基山町職員の給与に関する条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の基山町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、職員の管理職手当について年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務及び職責を端的に反映できるよう、国の制度に準拠し、定額での支給とするため改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料1ページの新旧対照表にて御説明を申し上げます。

現在、第10条では支給対象者の給料月額100分の25を超えない範囲内で町規則で定めることとしております。今回の改正ではその職にある職員の属する最高号給の給料月額100分の25を超えない範囲と改め、その額については町規則で定めることとしております。

町規則につきましては、議案資料2ページの基山町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する新旧対照表にて御説明申し上げます。

町規則で定める管理職手当の額は、これまで課長職及び課長相当職を給料月額の10%、参事を8%として定率で支給することとしておりました。今回の改正では総務企画課長が5万5,500円、その他の管理職は4万6,300円としております。

額の決定に当たりましては、資料3ページにお示しをしておりますように県内市町、近隣市の状況を調査するとともに、国における俸給の特別調整額を調査いたしました。

本町としては、県内の平均が国の特別調整額のうち最も低い4級五種の4万6,300円と拮抗することから、総務企画課長以外の管理職についてはその同額の4万6,300円とし、総務企画課長につきましては全体を総括する職責もあることからその直近上位の4級四種の5万5,500円と決定したものでございます。

施行日でございますが、平成30年4月1日から施行することとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第4号の詳細説明を求めます。安永住民課長。

○住民課長（安永宏之君）

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第4号 基山町国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

平成30年度からの国民健康保険の制度改正に伴い、基金の処分につきまして条例の改正を行うものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

内容につきましては資料で御説明をいたします。

議案資料の4ページの新旧対照表をお願いいたします。

条例第6条の国民健康保険財政調整基金の処分につきましては、改正前ではその対象を「保険給付に要する費用の財源に不足が生じたとき」と限定をしております。平成30年度からは町が支払った保険給付費につきましては、そのほとんどが保険給付費交付金として県から交付されることになります。したがって、保険給付費からは財源不足が生じないことになることから、処分についての規定を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足等で財政運営に支障が生ずるときに基金の処分ができるように改めるものでございます。

説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第7号の詳細説明を求めます。平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

それでは、議案第7号 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、ひとり親家庭等医療費の一部負担金を全額助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例を改正する必要があるものです。

内容につきましては議案資料にて説明をさせていただきます。

議案資料8ページをごらんください。

今回の改正による医療費の適用を添付しております。ひとり親家庭等医療費助成につま

しては、現行の1人につき各月500円の自己負担金がありますが、改正後、平成30年4月診療分からは助成を拡充し、自己負担なしとさせていただきたいと考えていますので、その旨記載しております。

医療制度につきましては、ほかに重度心身障害者医療費助成、子どもの医療費助成がございます。こちらにつきましては、現行どおりですので、その旨上のほうの表に記載しております。

次に、3つの医療費制度につきましてはの優先順位につきまして、真ん中の表に記載させていただきます。

今までひとり親家庭等医療費助成と重度心身障害者医療費助成につきましては、自己負担金が1人につき各月500円と同じでございましたが、今回ひとり親家庭等医療費助成のほうで全額助成となることから、ひとり親家庭等医療費のほうが優先となります。助成資格の重複はできません。よって、大人、小学生以上は3つの医療費のうち、表に記載しております優先度の高いものの1つの適用となります。ゼロ歳から就学前までは子どもの医療費との併用となります。ひとり親家庭等医療費助成適用の方は、子どもの医療費助成、現物給付の一部負担金は、ひとり親家庭等医療費助成の償還払いで全額助成を考えております。重度心身障害者医療費助成適用の方、こちらは現行の適用ということでございますが、子どもの医療費助成、現物給付で一部負担金を500円以上支払った場合は重度心身障害者医療費助成の償還払いで500円を超えた額を助成しております。

今回の改正におきましての新旧対照表は8ページに添付しております。

こちらの新旧対照表にて改正を反映しております。ひとり親家庭等の医療費の自己負担額をなしとすることから、法第5条の助成の額から助成対象者1人につき各月500円の控除した額を削ることとしております。

今回の条例改正における改正後の条例の施行は、平成30年4月1日からの施行、また経過措置として、平成30年3月31日以前に行われた診療に対する医療費の助成は従前のとおりということでお願いしております。

条例改正については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、議案第8号の詳細説明を求めます。安永住民課長。

○住民課長（安永宏之君）

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第8号 基山町国民健康保険条例の一部改正について御説明をいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、平成30年4月1日から国民健康保険の財政が県単位化になることに伴い、地方税法の改正が行われ、国民健康保険税の課税額については国民健康保険事業費納付金を県に納付する費用などに充てることとする改正が行われたことなどによる一部改正でございます。

内容につきましては資料のほうで説明をさせていただきます。

議案資料の9ページをお願いいたします。

第1条につきましては、「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改める改正でございます。平成30年4月1日からは県も国民健康保険を担うこととなりますので、町の条例においては町の国民健康保険の事務について定めるものと規定をするものでございます。

第2条につきましては、国民健康保険運営協議会の法的根拠を定めるものでございます。国民健康保険法の改正により「国民健康保険運営協議会」という文言が「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」という文言に変更になりますので、町の国民健康保険運営協議会についての法的根拠を定めるものでございます。

第2条の2については、追加でございます。児童福祉施設に入所している児童等で扶養義務者のない方を被保険者としめない旨を規定するものでございます。この条件に該当する児童につきましては、医療費の一部負担や保険税の負担ができないことから現在も国民健康保険の被保険者とはしておりません。医療費につきましては、公費で賄われております。県内でこの規定を条例に規定している市町と規定していない市町があることから、佐賀県の事務の共通化、統一化の事項として規定していない市町につきましては今回条例に規定をするものでございます。

この規定の追加によって取り扱いが変わるものではございません。

第3条第4項は、法律番号の削除でございます。第2条で法律番号を規定しましたので、こちらでは削っております。

次の10ページをお願いいたします。

第8条につきましては、地方税法の改正により国民健康保険税の課税額は、県に納める国民健康保険事業費納付金や保険事業に充てることとされたことに伴う改正でございます。

第1項第1号の基礎課税額については、基山町の国民健康保険事業の全体の費用額から県に納める国民健康保険事業費納付金の後期高齢者支援金分と介護納付金を除いた額を基礎課税額に充てることとする規定です。

第2号の後期高齢者支援金等課税額については、保険事業費納付金の後期高齢者支援金分に充てることとする規定です。

次の11ページの第3号の介護納付金課税額については、保険事業費納付金の介護納付金に充てることとする規定でございます。平成29年度までは後期高齢者支援金、介護納付金につきましては、直接町から社会保険診療報酬支払基金へ支払っておりましたが、平成30年度からは保険事業費納付金として所要額を県に納めることになる関係での改正でございます。

11ページをお願いいたします。

第2項、第3項、第4項の改正につきましては、第1項の改正に伴う条文の整備でございます。

第37条につきましては、今回参照法令名の漏れが発覚いたしましたので、修正を行わせていただいております。申しわけございません。

議案書に戻っていただいて、7ページの中段の附則のところでございます。

1の施行期日については、平成30年4月1日でございます。

2につきましては、国民健康保険運営協議会の委員が平成30年4月1日時点では任期の途中でございますので、第2条を改正しました関係で経過措置を規定しております。

説明については以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第9号の詳細説明を求めます。安永住民課長。

○住民課長（安永宏之君）

議案書の8ページをお願いいたします。

基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

現在、後期高齢者医療の住所地特例については、国民健康保険の住所地特例を引き継いでおりません。したがって、住所地特例施設を多く設置している県の保険給付が増加し、財政上の不均衡が生じております。このたび高齢者の医療の確保に関する法律が改正をされ、平成30年4月1日からは国民健康保険の住所地特例を受けている県外に住所がある被保険者

が75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合には、国民健康保険の住所地特例を引き継ぐこととされます。この法令の改正に適合するように、基山町で保険料を徴収すべき被保険者について所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

内容につきましては資料のほうで説明をさせていただきます。

議案資料の12ページをお願いいたします。

四角い枠のところを説明いたします。現行のところでございますが、A県A市を佐賀県基山町、B県B市を福岡県小郡市と読みかえて説明をいたします。

現行制度では佐賀県基山町の国民健康保険の被保険者が福岡県小郡市の住所地特例施設に入所した場合は、引き続き佐賀県基山町の国民健康保険の住所地特例の被保険者となりますが、この方が75歳到達で後期高齢者医療に加入した場合には、福岡県の後期高齢者医療広域連合が保険者となるようになっております。

その下の見直し内容、平成30年4月からのところでございますが、同様のケースの方が平成30年4月1日以降に75歳に到達し、後期高齢者医療に加入した場合、国民健康保険の住所地特例制度は後期高齢者医療に引き継がれ、佐賀県の後期高齢者医療広域連合が保険者となるように改正がされております。

続きまして、資料の13ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条につきましては、保険料を納付すべき被保険者の規定でございますが、今回第5号を追加しております。第5号は国民健康保険の住所地特例を後期高齢者医療に引き継ぐ旨の追加でございます。被保険者の実際の住所は県外にあるのですが、国民健康保険の住所地特例の適用を受けているので、本町に住所を有するとみなされている者が後期高齢者医療の被保険者となった場合、当該被保険者の保険料は本町が徴収をするというものでございます。

2号から4号の改正につきましては、第5号の規定の追加に伴い、それと整合性を図るための改正でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

附則第2条の削除でございます。この条文につきましては、既に特例対象期間は終了しております。今回、国のほうから削除をするよう指示がありましたので、削除するものでございます。

説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、承認第１号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第10号））について説明を申し上げます。

議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

ふるさと応援寄附につきましては、昨年末に多くの寄附申し込みをいただき、予算に不足を生じることとなりました。速やかに予算化をすべきところでしたが、補正予算額を検討するに当たり、１月の申し込み状況を見る必要がございました。また、返礼品代、委託料などの経費支払いを行うために２月１日までに予算化する必要がございましたが、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、２月１日付で専決処分をさせていただいております。その承認をお願いするものでございます。

議案書の12ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ２億6,000万円を追加し、予算総額を75億1,271万8,000円としております。

13ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、16款．寄附金に２億6,000万円の増額をしております。

14ページをお願いいたします。

歳出につきましては、２款．総務費に歳入と同額の２億6,000万円の増額をしております。

次に、事項別明細書により説明をさせていただきます。

第10号の事項別明細書をお願いいたします。３ページをお願いいたします。

16款．寄附金、１項．寄附金、３目１節．総務費寄附金に、ふるさと応援基金２億6,000万円の増額をしております。

４ページをお願いいたします。

２款．総務費、１項．総務管理費、13目．ふるさと応援寄附基金費です。７節．賃金に97万9,000円の増額、８節．報償費に１億3,120万円の増額、12節．役務費に234万6,000円の増額、13節．委託料に3,776万8,000円の増額、25節．積立金に8,888万3,000円の増額などとなっております。

なお、議案資料の17ページにふるさと応援寄附基金費の予算推移を掲載いたしておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第10号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案第10号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第11号）について説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額から9,884万1,000円を減額し、総額をそれぞれ74億1,387万7,000円とするものでございます。

また、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正及び地方債の補正をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

歳入につきましては、1款. 町税に552万1,000円、12款. 使用料及び手数料に302万7,000円、13款. 国庫支出金に470万7,000円、15款. 財産収入に211万7,000円、16款. 寄附金に1,057万2,000円、20款. 町債に1,630万円を増額し、14款. 県支出金に445万5,000円、17款. 繰入金に1億3,643万円の減額をお願いしております。

18ページと19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款. 総務費に2,394万3,000円、3款. 民生費に4,917万4,000円、4款. 衛生費に2,760万2,000円、6款. 農林水産業費に737万2,000円、8款. 土木費に657万6,000円の減額をお願いし、10款. 教育費に1,091万7,000円、13款. 諸支出金に540万9,000円を増額をお願いしております。

また、14款. 予備費を47万円増額することで調整を図らせていただいております。

20ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

2 款．総務費、1 項．総務管理費に、開発行為区域内道路整備補助金500万円、子育て・若者世帯の住宅取得補助金240万円、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金133万6,000円の設定をお願いし、8 款．土木費、2 項．道路橋梁費に、橋梁補修工事1,443万9,000円、跨線橋（鹿児島本線）橋梁補修事業負担金3,300万円の設定をお願いしております。これらは事業進捗のおくれなどによるものでございます。

また、今回の補正予算において新たに追加をお願いしております8 款．土木費、3 項．都市計画費の都市計画区域区分・用途地域変更図書作成業務委託料137万2,000円と10 款．教育費、3 項．中学校費の基山中学校校舎大規模改造事業3,325万2,000円につきましても、あわせて繰越明許費の設定をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

基山町多世代交流センター憩の家指定管理料について、平成30年度から平成32年度までの3年間で限度額1,796万4,000円の設定をお願いしております。こちらにつきましては議案資料の23ページに積算資料を掲載いたしておりますので、こちらも後もってお目通しをお願いいたします。

議案書のほうに戻しまして22ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございます。

まず追加分でございますが、繰越明許費の設定をお願いしております中学校校舎大規模改造事業、これは管理棟のトイレ改修になりますけれども、これに係る分として1,780万円をお願いしております。

また、変更分につきましては、事業費の増減によるものでございます。防災基盤整備事業債を50万円減額し1,230万円に、地域鉄道対策事業債を130万円増額し170万円に、地方創生基盤整備事業債を230万円減額し2,730万円にそれぞれ限度額の変更をお願いしております。

次に、事項別明細書により主なものについて説明をさせていただきます。

11号の事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款．町税、1 項．町税、2 目．法人、1 節．現年課税分に、法人税割額552万1,000円の増額をお願いしております。増収見込みによるものでございます。

6ページをお願いいたします。

12款．使用料及び手数料、2項．手数料、2目．衛生手数料、1節．保健衛生手数料に、ごみ収集処理手数料として292万8,000円の増額をお願いしております。ごみ袋の販売額増の見込みによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

13款．国庫支出金、1項．国庫負担金、1目．民生費国庫負担金、1節．児童福祉費負担金に、児童手当負担金107万8,000円の減額をお願いしております。実績見込みによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2項．国庫補助金、1目．民生費国庫補助金、2節．児童福祉費補助金に、地域子供の未来応援交付金111万1,000円の減額をお願いしております。子どもの貧困に関する実態調査業務委託料の減額に伴うものでございます。

2目．衛生費国庫補助金、1節．保健衛生費補助金に、母子保健衛生費補助金189万7,000円の減額をお願いしております。実績見込みによるものでございます。

4目．教育費国庫補助金、2節．中学校費補助金に、学校施設環境改善交付金904万5,000円の追加をお願いしております。これは、中学校校舎管理棟のトイレ改修を行うための補助金で国の補正予算により措置されるものでございます。

11ページをお願いいたします。

14款．県支出金、2項．県補助金、4目．農林水産業費県補助金、1節．農業費補助金に、農業委員会交付金等の161万円の増額をお願いしております。成果実績分に係る農地利用適正化交付金の増などによるものでございます。

また、事業費の増減により、さが園芸農業者育成対策事業費補助金279万8,000円の減額をお願いしております。

次に、2節．林業費補助金では、林道寺谷線の改良事業費の減に伴い、道整備交付金217万9,000円の減額をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

15款．財産収入、1項．財産運用収入、3目1節．基金運用収入に、財政調整基金と公共施設整備基金の国債売却益としてそれぞれ29万4,000円、205万7,000円の追加をお願いしております。

15ページをお願いいたします。

16款. 寄附金、1項. 寄附金、3目1節. 総務費寄附金に、企業版ふるさと納税寄附金1,000万円の増額をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金を9,000万円、3目1節. 公共施設整備基金繰入金を2,640万円、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金を2,003万円、それぞれ減額をお願いしております。

17ページをお願いいたします。

19款. 諸収入、4項. 受託事業収入、4目. 民生費受託事業収入、3節. 介護保険受託事業収入に、介護保険組合受託事業357万1,000円の減額をお願いしております。実績見込みによるものでございます。

18ページをお願いします。

5項3目2節. 雑入に、新市町村振興宝くじ収益金交付金374万円の増額をお願いしております。交付決定によるものでございます。

19ページをお願いします。

20款1項. 町債、2目. 消防費、2節. 防災対策事業債に、防災行政無線設置工事などに係る防災基盤整備事業債50万円の減額をお願いしております。

5目. 教育債、1節. 学校教育施設等整備事業債には、中学校校舎管理棟のトイレ改修に係るものとして1,780万円の追加をお願いしております。

次に、7目. 総務債、2節. 地域鉄道対策事業債に甘木鉄道安全輸送設備等整備事業に係る地域鉄道対策事業債130万円の増額を、また、3節. 地方創生基盤整備事業債に白坂久保田2号線及び林道寺谷線の改良に係る分として230万円の減額をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費、7節. 賃金に、臨時雇賃金172万3,000円の減額をお願いしております。不用額見込みによるものでございます。

22ページをお願いいたします。

6目. 企画費、13節. 委託料に、ホームページリニューアル業務委託料の140万4,000円の減額をお願いしております。入札減によるものでございます。

19節. 負担金補助及び交付金に不用額見込みにより開発行為区域内道路整備補助金の500

万円減額、また、地域おこし協力隊起業支援補助金200万円の減額をお願いしております。

甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金につきましては、国の補正予算により事業費増となったことにより133万6,000円の増額をお願いしております。

次の地域公共交通活性化協議会負担金及び自治体情報セキュリティクラウド負担金につきましても、実績見込みによりそれぞれ144万7,000円、230万2,000円の減額をお願いしております。

23ページをお願いします。

8目．財政調整基金費、25節．積立金に財政調整基金運用収入として29万4,000円の増額、また、11目．公共施設整備基金費、25節．積立金に公共施設整備基金運用収入として205万7,000円の増額をお願いしております。ともに国債の売却益分でございます。

25ページをお願いいたします。

2款．総務費、3項1目．戸籍住民基本台帳費、13節．委託料のコンビニ交付システム改修業務委託料を、不用額として453万6,000円の減額をお願いしております。

28ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費、19節．負担金補助及び交付金に、事業費の確定により臨時福祉給付金297万円の減額をお願いしております。

次に、2目．老人福祉費、13節．委託料では、実績見込みにより筋力アップ教室業務委託料を164万3,000円減額、食の自立支援業務委託料を107万7,000円の減額、次の29ページの介護予防・生活支援サービス業務委託料を342万3,000円の減額をお願いしております。

6目．障害者福祉費、13節．委託料では、入札減により障害者計画等策定業務委託料の112万3,000円の減額、また、不用額見込みにより障害者相談支援業務委託料127万1,000円の減額をお願いしております。

30ページをお願いいたします。

3款．民生費、2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費、13節．委託料では、入札減により放課後児童教室建設実施設計委託料を241万7,000円、放課後児童教室建設工事監理委託料を269万2,000円、子どもの貧困に関する実態調査業務委託料を219万2,000円の減額をお願いしております。

また、15節．工事請負費では、入札減により放課後児童教室建設工事の197万7,000円の減額をお願いしております。

20節．扶助費では、実績見込みにより児童手当201万円の減額をお願いしております。

2目．保育所費では、不用額見込みにより7節．賃金を971万5,000円、11節．需用費の賄材料費を228万7,000円減額をお願いしております。

33ページをお願いいたします。

4款．衛生費、2項．清掃費、2目．塵芥処理費、19節．負担金補助及び交付金に、広域ごみ処理施設運営費負担金の1,823万9,000円減額をお願いしております。負担額の確定によるものでございます。

3目．し尿処理費、19節．負担金補助及び交付金、三神地区環境事務組合負担金につきましても、負担額の確定により787万2,000円の減額をお願いしております。

35ページをお願いいたします。

6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費、1節．報酬に、農業委員会委員報酬152万6,000円の増額をお願いしております。実績払いの分の増によるものでございます。

3目．農業振興費、19節．負担金補助及び交付金では、さが園芸農業者育成対策事業費補助金496万3,000円の減額をお願いしております。事業費の減によるものでございます。

36ページをお願いします。

2項．林業費、1目．林業総務費、13節．委託料では、入札減により林道寺谷線測量設計業務委託料を111万4,000円減額、17節．公有財産購入費の林道用地購入費に137万5,000円の減額をお願いしております。

39ページをお願いいたします。

8款．土木費、2項．道路橋梁費、1目．道路維持費、15節．工事請負費では、入札減などにより町道舗装補修工事を120万円減額、町道維持・補修工事を251万3,000円減額、駅前広場改修工事を42万2,000円の減額をお願いしております。

40ページをお願いします。

3項．都市計画費、1目．都市計画総務費、13節．委託料に、都市計画区域区分・用途地域変更図書作成業務委託料137万2,000円の追加をお願いしております。これは、都市計画の区域区分線の見直しを行うためのものでございます。

41ページをお願いします。

5項．住宅費、1目．住宅管理費、15節．工事請負費では、不用額見込みにより町営住宅

個別改修工事の100万円減額をお願いしております。

45ページをお願いいたします。

10款．教育費、3項．中学校費、1目．学校管理費に、基山中学校校舎大規模改造事業に係るものとして13節．委託料、工事実施設計委託料72万8,000円、工事監理業務委託料132万2,000円、15節．工事請負費に3,120万2,000円の追加をお願いしております。管理棟のトイレ改修に係るものでございます。

46ページをお願いします。

4項．社会教育費、1目．社会教育総務費、13節．委託料では、入札減により合宿所建設工事監理業務委託料の476万3,000円の減額をお願いしております。

47ページをお願いいたします。

4目．図書館費、7節．賃金に、不用額見込みにより臨時雇賃金100万円の減額をお願いしております。

また、18節．備品購入費では、今回指定寄附金20万円をいただいておりますので、その充当先として図書購入費を同額計上させていただいております。

5目．文化振興費、11節．需用費には、不用額見込みとして修繕料の147万8,000円の減額をお願いしております。

51ページをお願いいたします。

13款．諸支出金、2項．諸費、1目．国庫支出金返納金、23節．償還金利子及び割引料に、国庫支出金返納金540万9,000円の増額をお願いしております。内訳といたしましては、不用額となった臨時福祉給付金の返還分が531万3,000円、子どもの医療費助成事業補助金の返還分が9万6,000円となっております。

52ページをお願いいたします。

最後に14款．予備費でございます。47万円を増額し、調整を図らせていただいております。

以上で平成29年度基山町一般会計補正予算（第11号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第11号の詳細説明を求めます。安永住民課長。

○住民課長（安永宏之君）

議案書の23ページをお願いいたします。

議案第11号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,162万6,000円の減額をお願いし、総額を22億7,136万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。主なもののみ説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目1節、療養給付費負担金は4,110万1,000円の減額、後期高齢者支援金は121万6,000円の増額をお願いしております。平成29年度の国庫負担金の額がほぼ決定したためでございます。保険給付費が減額になっておりますので、国の負担金も減額となっております。

同じく2目1節、高額医療費共同事業負担金でございますが、平成29年度の国の負担金の額が確定をしましたので、92万7,000円の減額をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

3款2項1目1節、普通調整交付金546万5,000円の減額をお願いしております。歳出2款の保険給付費の減額による国庫補助金の減額でございます。

5ページをお願いいたします。

4款1項1目1節、退職被保険者等療養給付費等交付金は3,395万7,000円の減額をお願いしております。平成29年度の交付額の確定によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

6款1項1目1節、高額医療費共同事業負担金は92万7,000円の減額をお願いしております。平成29年度の負担金の額確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

6款2項1目1節、一種交付金1,379万4,000円の減額をお願いしております。歳出2款の保険給付費の減少による減額でございます。

同じく2節、二種交付金でございますが、3つ目の保険税収納対策事業は460万円の増額をお願いしております。平成28年度の収納率が96.72%と見込みより向上したことによるものでございます。

広域化等事業は、2,097万5,000円の追加でございます。歳出7款の保険財政共同安定化事業拠出金が歳入7款の保険財政共同安定化事業交付金より多かったために、その差額のほとんどが県から補填をされるものでございます。

8ページをお願いいたします。

7款1項1目1節、高額医療費共同事業交付金は384万4,000円の減額、同じく2目、保険財政共同安定化事業交付金は5,874万1,000円の減額をお願いしております。どちらも、平成29年度の額の確定でございます。

飛びまして10ページをお願いします。

11款4項、雑入でございます。1目、2目、4目につきましては1月末の調定額を計上しております。5目につきましては見込み額でございます。

続きまして歳出でございます。

13ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は3,000万円の減額、2目の退職被保険者等療養給付費は1,600万円の減額をお願いしております。平成29年度は平成28年度の約7%アップで予算化をしておりましたけれども、平成28年度を若干上回るくらいで落ちつく見込みでございますので、減額補正をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費補助金は4,000万円の減額、2目の退職被保険者等高額療養費補助金は400万円の減額をお願いしております。今年度の高額療養費の見込みによる減額補正でございます。

飛びまして18ページをお願いいたします。

7款1項1目、高額医療費共同事業拠出金500万円の減額、同じく2目、保険財政共同安定化事業拠出金3,383万5,000円の減額をお願いしております。どちらも、平成29年度の額の確定でございます。

20ページをお願いいたします。

8款2項2目13節、健康診断委託料208万5,000円の減額をお願いしております。人間ドックの受診者の見込みによるものでございます。予算は減額でございますが、受診者は昨年より12名増の272名を見込んでおるところでございます。

最後に、21ページをお願いいたします。

予備費を16万3,000円追加することによりまして、財源調整を行うものでございます。

説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第12号の詳細説明を求めます。安永住民課長。

○住民課長（安永宏之君）

議案書の26ページをお願いいたします。

議案第12号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ13万6,000円の減額をお願いし、総額を2億3,450万6,000円とするものでございます。

内容につきましては後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目1節、事務費繰入金につきましては89万9,000円の減額をお願いしております。広域連合に支払う負担金の額の確定による減額でございます。

同じく2節、保険基盤安定繰入金につきましては76万3,000円の追加をお願いしております。平成29年度の額の確定でございます。

続きまして歳出でございます。

4ページをお願いいたします。

2款1項1目19節の後期高齢者医療広域連合事務費納付金につきましては89万9,000円の減額、保険料等納付金につきましては、保険基盤安定繰入金分として76万3,000円の増額をお願いしております。平成29年度の納付金の額の確定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第13号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

それでは、議案第13号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）について、詳細説明をさせていただきます。

議案書29ページをお願いいたします。

第2条、平成29年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正をお願いいたします。

収入について、第1款、下水道事業収益4億938万3,000円をお願いをいたしております。

支出では、第1款、下水道事業費用3億9,534万1,000円をお願いしております。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「92,980千円」を「113,835千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額の補正をお願いしております。

資本的収入では5,765万4,000円となります。資本的支出では1億7,148万9,000円といたしております。

続きまして、補正の内容につきまして平成29年度基山町下水道事業会計補正予算書に関する説明書の中の平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）実施計画兼事項別明細書で説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

収益的収入でございます。

1 款 2 項 1 目、受取利息及び配当金、基金利息27万3,000円の増額をお願いし、29万1,000円といたします。収益的収入は4億938万3,000円となります。

次に、収益的支出でございます。

説明書3ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、管渠費、委託料10万円の減額をお願いし、340万3,000円といたしております。これは、下水道台帳システム整備委託料の確定見込みによる減額をお願いするものです。

収益的支出の合計は、合わせて3億9,534万1,000円となります。

次に、資本的収入でございます。

説明書6ページをお願いいたします。

1 款 4 項 1 目、基金繰入金、基金繰入金を548万2,000円の減額をお願いし、4,102万1,000円といたしております。これは、基金からの繰入金の減額でございます。

次に、資本的支出でございます。

説明書の7ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、下水道整備費、工事費を379万6,000円の減額をお願いし、2,770万4,000円といたしております。これは、工事請負費の額の確定見込みによる減額となっております。

1 款 1 項 1 目、移設補償費22万5,000円を減額し、244万4,000円といたしております。こ

これは、下水道管の埋設時に指標となる上水道管の移設補償費の確定見込みによる減額となっております。

1 款 1 項 2 目．流域下水道整備費、負担金の109万2,000円を減額し、768万3,000円といたします。これは宝満川上流流域下水道事業地の管理に要する費用の負担割合による負担の見込みによる減額でございます。

説明書の 8 ページをお願いいたします。

1 款 3 項 1 目．投資、基金積立金2,048万2,000円を増額し、2,077万5,000円といたします。これは基金への積立金の増額でございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を1,527万3,000円の増額をお願いし、現計予算と合わせた支出の総額 5 億6,683万円とするものです。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

日程第20～22 諮問第 1 号～諮問第 3 号

○議長（品川義則君）

日程第20．諮問第 1 号から日程第22．諮問第 3 号までを一括議題とします。

これより諮問理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

次に、諮問第 1 号から諮問第 3 号までは人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の任期満了に伴い、諮問第 1 号が藤野恭裕氏、諮問第 2 号が山本頼子氏、諮問第 3 号が中島しょう子氏の 3 名の人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（品川義則君）

以上で町長の諮問理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

諮問第 1 号から諮問第 3 号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

諮問第 1 号から第 3 号までについて詳細説明をさせていただきます。

議案書の49ページをお願いいたします。

今回、諮問第1号から第3号までをお願いしております諮問につきましては、人権擁護委員の任期が平成30年6月30日までとなっておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

委員につきましては、諮問第1号が藤野恭裕氏、第2号が山本頼子氏、第3号が中島しょう子氏となっております。藤野氏、中島氏につきましては現在も人権擁護委員をなさっておりますので、継続となります。また、山本氏につきましては、現在、大久保由美子氏が委員として活動していただいておりますが、今回退任されることとなりましたので、新しく山本氏をお願いいたしておるところでございます。

説明につきましては以上でございます。

日程第23 報告第1号

○議長（品川義則君）

日程第23. 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

最後に報告事項についてでございます。

今回は1件でございます。報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

報告第1号の詳細説明を求めます。毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

それでは、議案書55ページ、報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明申し上げます。

説明につきましては、報告第1号資料により説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

報告事項は、平成30年度の事業計画、会計予算、資金計画の3点となっております。

1枚めくっていただきまして資料1ページをお願いいたします。

平成30年度基山町土地開発公社事業計画についてでございます。

用地の買収予定及び売却予定については、予定ございませんので、それぞれゼロとなっております。

次に、2ページをごらんください。

平成30年度基山町土地開発公社会計予算でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入の部では、事業外収益の受取利息の1,000円と補助金等事業収益9万6,000円となっており、また、支出の部では販売費及び一般管理費の9万7,000円となっております。

次に、3ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。

現在のところ平成30年度事業を予定しておりませんので、収入、支出ともにゼロとなっております。

次の4ページ、5ページ、6ページにつきましては、ただいま説明申し上げました会計予算の説明資料でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、7ページをお開きください。

これは、平成30年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

収益の部といたしまして、事業外収益の受取利息の1,000円と補助金等事業収益9万6,000円となっております。

次に、費用の部といたしまして、販売費及び一般管理費9万7,000円につきましては、人件費及び経費でございます。

収益合計9万7,000円から販売費及び一般管理費9万7,000円を差し引き、当期損失としましてゼロ円となっております。

次に、8ページでございます。

平成30年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

まず、資産の部です。1 流動資産、(3)公有用地の1億2,155万3,724円につきましては、役場西側の用地でございます。

次に、負債及び資金の部です。2 固定資産負債、(1)長期借入金の8,021万4,000円につきましては、町土地開発基金からの借入金でございます。

4、(1)の前期繰越準備金4,133万9,725円から(2)の当期損失ゼロ円を差し引いた4の準備金につきましては、4,133万9,725円となっております。

次に、9ページでございます。

平成30年度基山町土地開発公社資金計画でございます。

当年度予定額の内容としまして、受け入れ資金としまして9万7,000円、支払資金は9万7,000円で、差し引きゼロ円でございます。

最後に10ページでございます。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度基山町土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

まず、Ⅰの事業活動によるキャッシュ・フローは、人件費支出とその他の業務支出と利息の受取額と雑収入の差し引きゼロ円となっております。

次に、Ⅱの投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得及び売却予定はありませんので、ゼロ円となります。

次に、Ⅲの財務活動によるキャッシュ・フローは、借入れや返済に係る現金の出し入れの予定もありませんので、ゼロとなります。

よって、Ⅳの現金及び現金同等物増加額は、平成30年度の現金及び現金同等物ゼロ円となっており、平成30年3月31日現在で現金及び現金同等物期末残高はゼロとなっております。

以上をもちまして、基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

日程第24 予算特別委員会の設置について

○議長（品川義則君）

日程第24. 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第4条の規定により、平成30年度一般会計、各特別会計及び下水道事業会計予算を審査するため、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により特別委員会の委員の数を12名と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会委員の指名を行います。

予算特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもちまして散会します。

～午前11時48分 散会～